5	(1)　鳥取県日野郡日南町丸山字大林山1286―1　(980.00) (2)　鳥取県西伯郡伯耆町畑池字谷中東山1039―1　(679.00)	北緯35度08分03秒東経133度17分06秒の地点と北緯35度15分32秒東経133度25分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　鳥取県西伯郡伯耆町畑池2604　(236.00) (2)　鳥取県西伯郡伯耆町畑池字谷中東山1039―1　(679.00)	北緯35度17分35秒東経133度24分30秒の地点と北緯35度15分39秒東経133度25分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　島根県松江市大井町字薦澤1039　(128.60) (2)　鳥取県西伯郡伯耆町畑池字谷中東山1039―1　(553.50)	北緯35度28分12秒東経133度06分55秒の地点と北緯35度15分43秒東経133度25分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　鳥取県西伯郡伯耆町畑池2604　(243.40) (2)　鳥取県西伯郡伯耆町畑池字谷中東山1039―1　(553.50)	北緯35度17分36秒東経133度24分29秒の地点と北緯35度15分45秒東経133度25分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　鳥取県日野郡江府町大字俣野字上野ケ市77　(284.00) (2)　鳥取県日野郡江府町大字俣野字ウレ石谷日南2736―45　(629.00)	北緯35度16分00秒東経133度30分40秒の地点と北緯35度16分42秒東経133度32分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　鳥取県日野郡江府町大字俣野字ウレ石谷日南2736―45　(629.00) (2)　鳥取県西伯郡伯耆町船越字旧官林101―2　(359.00)	北緯35度16分54秒東経133度32分18秒の地点と北緯35度18分38秒東経133度26分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度18分39秒東経133度26分20秒の地点と北緯35度19分11秒東経133度24分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　鳥取県西伯郡伯耆町畑池2604　(236.00) (2)　鳥取県西伯郡伯耆町船越字旧官林101―2　(359.00)	北緯35度17分42秒東経133度24分26秒の地点と北緯35度19分09秒東経133度24分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1)　鳥取県日野郡江府町大字俣野字上野ケ市77　(284.00) (2)　鳥取県日野郡江府町大字武庫字横路谷頭1946―2　(588.50)	北緯35度15分57秒東経133度30分32秒の地点と北緯35度15分22秒東経133度29分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	(1)　鳥取県米子市淀江町大字稲吉字大谷1208―1　(597.00) (2)　鳥取県日野郡江府町大字武庫字横路谷頭1946―2　(588.50)	北緯35度26分22秒東経133度28分13秒の地点と北緯35度15分23秒東経133度29分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
14	(1)　岡山県真庭郡新庄村字土用3582―7　(799.00) (2)　岡山県真庭郡新庄村字土用3582―30　(1038.00)	北緯35度13分47秒東経133度32分56秒の地点と北緯35度13分19秒東経133度33分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
15	(1)　鳥取県米子市淀江町大字稲吉字大谷1208―1　(592.00) (2)　岡山県真庭郡新庄村字土用3582―30　(1038.00)	北緯35度26分25秒東経133度28分13秒の地点と北緯35度14分39秒東経133度32分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度14分37秒東経133度32分47秒の地点と北緯35度13分15秒東経133度33分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
16	(1)　鳥取県八頭郡智頭町大字東宇塚字隠谷上464　(499.40) (2)　岡山県勝田郡奈義町馬桑字屋敷谷771―2　(909.00)	北緯35度12分34秒東経134度11分14秒の地点と北緯35度11分15秒東経134度11分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度11分14秒東経134度11分46秒の地点と北緯35度10分41秒東経134度12分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
17	(1)　兵庫県佐用郡佐用町福沢字スリコバチ911―8　(445.00) (2)　岡山県勝田郡奈義町馬桑字屋敷谷771―2　(909.00)	北緯35度01分22秒東経134度20分27秒の地点と北緯35度10分36秒東経134度12分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

5　列車運行業務用伝搬障害防止区域

伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
(1)　福岡県福岡市東区香椎駅前２―23―23　(57.00) (2)　福岡県筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬字苗ヶ尾1718―101　(813.10)	北緯33度39分44秒東経130度26分24秒の地点と北緯33度37分57秒東経130度26分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第二百五十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十年郵政省告示第九百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十二年郵政省告示第三百二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和四十三年郵政省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和四十五年郵政省告示第七百二十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）及び昭和五十五年郵政省告示第八百九十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）は、廃止する。

平成二十六年七月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

一　昭和四十年郵政省告示第九百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

三	削除